平成２４年（フ）第１４５７３号
東京都葛飾区四つ木４丁目７番15号
破産者　有限会社タカ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４２９号
栃木県佐野市田沼町18番地２
破産者　栃木大栄運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８号
東京都葛飾区柴又７丁目10―16―401
破産者　金澤　　真
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７号
東京都江東区毛利２丁目10―13―401
破産者　並木　一哲
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３６号
千葉県浦安市高洲６丁目１－６―104
破産者　重森　宝明
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８９号
千葉県柏市柏255―５―102
破産者　寺島　芳夫
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０３号
東京都渋谷区代々木３丁目８番４号
破産者　株式会社ブリーズ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４号
千葉県船橋市小室町2767
破産者　池田　義信
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６号
東京都練馬区貫井３―35―12―101、住民票上の住所宮城県仙台市太白区八木山南３丁目16―７
破産者　堀内　　泉
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００８号
東京都千代田区麹町１丁目６番９号
破産者　フィット・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００９号
東京都葛飾区南水元４丁目４－２―602
破産者　平澤　一興
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５７号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目23―６
破産者　刈部けい子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１１号
東京都新宿区下落合３丁目22番18号
破産者　株式会社フジヤマネットワーク
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１２号
静岡県静岡市駿河区新川２丁目２―16
破産者　藤山　　崇
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８９７号
東京都新宿区左門町６番地
破産者　リベロ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４０号
東京都中央区新富１丁目６番１号
破産者　株式会社大三システムズ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２００８号
東京都港区赤坂１丁目12番32号アーク森ビル31階、開始決定時の住所東京都港区六本木６丁目10番１号
破産者　有限会社シルバー・ファーン
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０３２号
東京都品川区東五反田２丁目19番４号
破産者　パイロットホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０３３号
東京都品川区北品川５丁目11―17―202
破産者　佐藤　雅信
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０４５号
東京都渋谷区円山町14番９号　フレッグ渋谷303
破産者　株式会社デラクロア
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０４６号
東京都渋谷区代々木１丁目５―15―202
破産者　小島眞由美
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０７７号
神奈川県横浜市神奈川区守屋町３丁目９番地
破産者　株式会社ＴＥＳＴ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部